

【重要】 必ずお読みください

三重県における経営事項審査の電子申請に関する重要事項

○申請の形式

- ・インターネットによる申請（以下、「電子申請」）または、従来どおり印刷した書類による申請（以下、「紙申請」）のいずれかの方法で受審していただけます（電子申請は任意です。従来どおり紙申請も可能ですのでご検討ください）。
- ・手数料は同じで、申請方法により審査が有利・不利となることはありません。
- ・電子申請の場合、審査書類は、確認書類、補正書類も含めて、全て電子データ（システム上での入力やPDFファイル添付）で提出する必要があります。
紙の書類と組み合わせることはできません。
- ・今回電子申請を行った場合でも、次回以降再び紙申請することも可能です。ただしその場合、提出書類及び確認書類は全て印刷が必要です。

○予約～書類送信について

- ・各建設事務所において、紙申請、電子申請の両方の審査を同時に行いますので、電子申請の場合も、必ず、管内の建設事務所へご予約をお願いします（管外の建設事務所で受審することはできません）。
- ・電子申請の予約枠は、一つの日程につき先着5件までとなります。
- ・予約のない場合は受審できませんので、ご注意ください。
- ・積み上げがある場合と、業種追加時経審を受審する場合は、電子申請では対応できませんので、紙申請で受審してください。
- ・書類の送信は、必ず予約した後に行ってください。送信書類の受付期間は、予約後（ただし早くても受審日の1カ月前からとする）から受審日の1週間前の日の午前8時30分までとなります。期間外に送信しても受付できませんので、必ず、この期間中に送信してください。
- ・書類送信期限が予約締切日よりも前の日となる場合は、書類送信期限に間に合うように余裕をもって予約してください。
- ・電子申請の場合、ご予約時に、電子申請する旨を必ずお伝えください。
- ・いったん電子申請で予約した後で紙申請に変更する場合（あるいはその逆）は、予約受付期間中かつ手数料納付前に限り可能です。

○手数料納付等について

- ・電子申請書類の受付後、システム上で手数料の電子納付指示があります。
- ・受付及び納付指示の段階では、提出された書類の審査は行いません（送信した書類の確認・審査は、予約した受審日当日になります）。申請者側の責任において作成及び提出された書類であることを前提に、申請された審査対象業種数に応じた納付金額が自動算出されますので、申請業種数等に誤りがないようご注意ください。
- ・納付後の審査手数料は返還できませんので、予めご了承ください。
- ・納付は、必ず、受審日が属する月の初日から受審日の前開庁日の午前8時30分までに電子納付を完了してください。
- ・各窓口の開庁時間外のお問い合わせやご連絡には対応できません。
- ・受審日の前開庁日になっても手数料の未納や不足等がある場合は、受審いただけない場合があります。

○その他

- ・添付ファイルはA4サイズのPDFとし、画面（ブラウザ）上で回転させなくても読めるようにしてください。ファイル名は任意です。
- ・電子申請の場合は基本的に審査会場へのご来場は不要ですが、内容説明が必要な場合や、不足書類などをシステム上で速やかに送信できない場合などは、紙申請の場合と同様、審査会場へのご来場を求める場合がありますので、必ず対応できるようにしてください。
- ・実務経験証明書を添付する場合は、事前に建設事務所の確認を受け、受付印を得てください。受付印のないものは認められません。
- ・当日中に補正対応できない場合は取り下げを求める場合があります。取り下げが行われなければ翌月等に申請し直すことはできません。なお、いずれの場合も返金はされず、申請し直す場合は再度納付が必要です。
- ・FAXでの補正対応はできません。
- ・電子申請の経審結果通知は従来どおり郵送となります（翌々月20日頃）。
- ・各建設事務所の窓口および本庁建設業課では、システムの操作方法に関する電話等での説明・対応はおこなっておりません。マニュアルや国土交通省HPの説明動画等をよく見ていただき、マニュアルの不明箇所がある場合やシステムの不具合が発生した場合は、下記へお問い合わせください。

システムの操作方法に関するお問い合わせ先：

JCIP ヘルプデスク TEL:0570 - 033 - 730（ナビダイヤル）